

令和5年度 国分寺市立第二小学校 学校経営計画

国分寺市立第二小学校 校長 小林 卓

国分寺市立第二小学校には、学問を身に付けるだけでなく、人として大事な“思いやりの心”をはぐくむ教育を重んじてほしいという建学の精神「里仁」が引き継がれています。この精神を基盤とした、触れ合い・学び合い・助け合いの精神を大切に、「知」「徳」「体」の調和のとれた、人間性豊かな児童の育成に努めます。

1 目指す学校像

よい学校とは、児童にとって「毎日通うのが楽しい学校」であり、保護者にとっては「子供を安心して通わせることのできる学校」であると考えます。そのために、毎日の教育活動の中で、児童一人一人が学習面において「分かった、できた」という喜びが味わえ、生活面では「自分でやり遂げた、仲間と協力してできた」という感動を味わうことのできる学校でありたい。毎日の学校生活を通して児童が達成感や成就感を味わうことで、自尊感情を高め、明日学校へ行くことを楽しみにする。そのような我が子の姿を見て保護者は学校に対する信頼を高めていくものであると考えます。

このことを踏まえ、これらのことを児童や保護者の方々の姿として具現化するためには、教職員一人一人が、組織の中での自己の責任を果たしていくとともに、お互いの良さを認め合い、至らない点があれば時には毅然と教え合ったりできる、厳しい中にも協力的な組織として機能し、全教職員が一丸となって教育目標の達成を目指していくことが大切です。以上のことをふまえ、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもち、社会に対して主体的に向き合って関わり合い、持続可能な社会の創り手となる個性と創造性豊かな児童を育成するために、次の3点（わかば学級は4点）を教育目標として掲げる。

《 第二小学校の教育目標 》

○進んで学ぶ子

◎心をみがく子

○健康に過ごす子

◎は重点目標

《 第二小学校 特別支援学級（わかば学級）の教育目標 》

○得意なことを頑張り、苦手なことにも挑戦する子

○友達と仲良くする子

○きまりを守る子

○自分のことは自分でする子

教育目標の実現のためには、児童も教職員も自分のやるべきことをこつこつと弛律図けることが重要である。そうしたことがきちんと果たされる学校であるために「**当たり前前**のことが、**当たり前前**にできる学校」をスローガンとして取り組んでいく。

2 目指す教師像

また、教育目標達成のために次の三点を目指す教師像とする。

- 指導力に優れた教師
- 児童、保護者、地域から信頼される教師
- 組織的な学校運営にすすんで参画できる教師

指導力に優れた教師とは、意図的・計画的な指導を行うことができる教師である。また、自らの指導を振り返り、教育的効果が十分でない場合には児童や家庭等の責任にするのではなく、自らの指導を振り返り、指導を改善していくことができる教師である。さらに、使命感と情熱をもって児童に対応するが、決して感情的にならず、常に理性的な指導を行える教師である。

信頼される教師とは、関係法令等を遵守するとともに、一社会人として、そして教育公務員としての自覚をもち、それにふさわしい言動をとることのできる教師である。言葉遣いや服装はもとより、保護者、地域の方々の誤解を招くような言動を慎み、その信頼を損なうようなことが無いよう心掛けねばならない。また、保護者等からの問い合わせに対しては、「いつまでに・どのように」ということも含め責任をもって答えられる教師である。さらに一方的に自分の思いを押しつけるのではなく、児童や保護者の思いを共感的に受け止め、それを踏まえて自分の願いを発信していくことのできる教師である。

組織的な学校運営にすすんで参画できる教師とは、児童のために学校をより良くしていきたいという強い意志をもち、前例踏襲ではなく、自分の担当職務において、自己の責任を果たすとともに、分掌上の課題をとらえ、必要な報告・連絡・相談をきめ細かく行い、組織的な改善に向けての提案ができる教師である。また、時間や提出期限等の組織としての確認事項や守秘義務等について、それを遵守することができる教師である。

3 中期的目標と方策

学校とは児童に学力を付け、社会性を身に付けさせるためにある。学校とは児童中心にあるものだという意識のもと、教職員一人一人が力を高め、力を集めるために以下の6項目、25箇を中・長期的な目標とする。

(1) 学習指導

- ① 各教科等の目標や内容を相互に結び付け、教科横断的な視点で、教育内容を配列し、カリキュラムマネジメントの確立を図る。
- ② 子供たちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力や自ら学習を調整し、粘り強く学習に取り組む態度を育成するために、支援が必要な子供により重点的な指導を行う、子供の特性や学習進度に応じ指導法や教材等の柔軟な設定や対応等を行う指導の個別化を推進する。

- ③ 探究的な学びや体験活動等を通じ、子供同士で協力しながら様々な課題解決ができる能力や態度を養うために協働的な学びを充実させる。
- ④ 児童に「分かる」喜びを実感させるとともに、児童が学ぶことと自分の将来とのつながりを見通しながら社会的な自立に必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、キャリア教育の充実を図る。
- ⑤ 児童にすべての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を各学年の発達段階に応じて体系的に身に付けさせる。

上にあげた5つの目標の達成のために、授業改善推進プランを有効に活用し、児童の実態にあった授業改善を推進する。そして、児童が学ぶことに興味・関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる主体的な学びや、子供同士の協同、教職員や地域との相互の関わり等を通じた対話的な学び、知識を相互に関連付けてより深く理解し、課題を発見し、解決策を考える等の深い学びの実現を目指す。

(2) 生活指導・進路指導

- ① 人権教育を推進し、偏見や差別がなく、児童一人一人に居場所がある学校を目指す。特にいじめや不登校の問題に対し組織的に取り組み、未然防止及び早期発見・早期対応を充実させる。
- ② 教育相談機能を充実させ、実態に応じた生活指導の充実を図り、周囲に惑わされることなく、善いことと悪いことをきちんと判断し、行動できる児童の育成を図る。
- ③ 言語環境を整えるとともに、発達段階に応じた話の聞き方、挨拶、言葉遣い等の指導の指導を徹底し、基本的な生活習慣や学習規律の定着を図る。
- ④ 災害時に児童・生徒が自らの命を自分で守ることのできる能力を身に付けることができるよう、防災教育の充実を図る。
- ⑤ 学校行事や総合的な学習の時間等を中心に全教育活動において体験活動を充実させ、児童が体験を通して自らの将来や生き方について考えることのできる機会を意図的に設定する。

人権教育を推進することを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底して指導していく。挨拶や言葉遣いの指導を通して常に相手意識をもつことの指導の徹底し思いやりの心を育成する。「当たり前のことを当たり前でできる学校」をキーワードとして規範意識の醸成を図る。

(3) 特別の教科「道徳」・特別活動

- ① 道徳の授業において規範意識や思いやりの心の育成を重点内容とした指導を充実させ、子供たちが互いの人権を尊重することを基盤とした道徳性の向上を図る。また、美しいものに感動する心や崇高なものに対する畏敬の念など、児童の豊かな感性を育む。
- ② 学校便りやブログ等を活用して、学校で行っている道徳教育についての発信

を積極的に行うことで学校と家庭や地域が連携して児童の豊かな人間性を育くむ。

- ③ 特別活動の充実を図ることで、児童の人間関係を形成する力、社会参画をしていく力、自己実現をしていく力を育成する。

道徳の授業においては、「思いやりの心」を重点項目に設定し、繰り返して取り上げることで指導の効果を高める。特別活動では、特に話し合い活動の充実を図り、児童の人間関係形成力の向上を図る。また、行事の内容を吟味し、各行事での教育的効果を高める。

(4) 開かれた学校づくりの一層の推進

- ① 学校からの発信を強化して、家庭、地域から「見える学校・話のできる学校」となることで課題を共有することで、その解決を図っていく。また、保護者や地域の方々からの学校の教育活動に対する有意義な提言を取り入れ、それぞれの役割を明確にし、子供たちのよりよい成長を促す。
- ② 地域の一員として地域活動に貢献できる児童を育成するとともに、地域に貢献できる教職員集団としていく。
- ③ 学校運営協議会の活性化を図り、学校の教育活動の改善について保護者や地域の方々も具体的にかかわることのできる環境づくりを進める。

学校便り、学校ホームページやブログ、学年・学級便り、児童用のタブレットPC等あらゆるツールを活用し、学校の発信力を高める。学校評価においては、可能な限り数値目標を示し、改善が具体的に見えるように工夫する。

(5) 特色ある教育活動

- ① 全教育活動において人権教育の充実に努め、児童の人権意識の向上を図る。
- ② 特別活動を中心にキャリア教育の充実を図り、望ましい職業観・勤労観を育成するとともに、変化の激しい社会で生き抜く力を育む。
- ③ 食育や体育健康教育の推進を図り、児童自らが自身の健康や体力の保持・増進について考える力を育てるとともに、日本の伝統文化に対する理解を深める。
- ④ 読書活動や音楽科や図画工作科の指導の充実を図り、児童の豊かな情操を育むとともに、協力して物事を成し遂げる体験を通し、自尊感情を高める。

各教科・領域において体験的な活動を充実させ、学んだことを実生活に生かす力を高めるとともに、児童が周りの人々と協力して、試行錯誤をしながら課題を解決する力を育てる。

(6) その他

- ① 『国分寺市立学校における働き方改善推進プラン』に基づき、教員の働き方の改善を図る。

- ② 校内研究を充実し、教師の授業力及び児童理解の向上を図る。
- ③ 特別支援学級及び特別支援教室等を活用した校内支援体制の充実に努め、障害理解教育を推進する。
- ④ 個人情報管理、会計管理等を徹底し、保護者から信頼される学校づくりの取組を行う。
- ⑤ 税金を有効活用しなければならないという意識をもち、計画的な予算編成、予算執行を行う。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部の関連諸機関（医療機関・相談機関等）との連携を強化し、教員の教育相談や特別支援教育に関する指導力の向上を図る。校内研究を中心として、その取組の中で若手とベテラン教員の相互研鑽を充実させる。教職員の教育公務員としての自覚を高め、服務規律の徹底を図る。

二小の全ての児童が自らを高め、互いに支え合い、楽しく充実した学校生活を送り、「明日も学校へ行くのが楽しみ」「私たちの二小」という思いが募るような教育活動を展開していく。

4 今年度の取組目標と方策

上記の中・長期的目標と方策を実現していくために、今年度は以下の6項目21箇を重点目標として、その実現に全力をあげる。

(1) 学習指導

- ① 国分寺学の創出に向けて、各学年で地域に根差した学習の充実を図ることで、児童が地域を知り、地域に親しみ、自分たちの地域を大切にしようとする思いを育む
- ② 各学年で年間指導計画に基づき、各教科等の関連の深い目標や内容を結び付け、実施時期や時間の配分について工夫をし、カリキュラムマネジメントを確立し、最大限の教育効果を目指す。
- ③ 週ごとの指導計画には必ず単位時間のねらいと指導内容、必要に応じて安全についての留意点を記載することを徹底する。また児童の反応や指導方法の反省などの指導記録を必ず残すことも徹底し、それを積み上げることで指導と評価の一体化を図り、授業改善を推進する。
- ④ ICT機器の有効な活用を図り「学びの個別最適化」を図る。特に児童一人に1台貸与されているタブレット端末の有効な活用法を開発、児童の基礎的・基本的の知識技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性等を育成する。
- ⑤ 子に応じた指導の徹底を図り、D層の児童の学力向上を目指す。特に休み時間や放課後、長期休業中などの補充的な学習を計画的に実施していく。

(2) 生活指導・進路指導

- ① 人権教育の充実を図り、国分寺市の「すべての人が大切にされる街宣言」の趣旨の

具現化を図ることで偏見や差別をもった見方や考え方をしない児童の育成を図る。

さらに、いじめの未然防止を徹底する。また、言語環境を整え、児童が時や場所や目的に応じた正しい挨拶や言葉遣いができる指導を徹底する。

- ② 「学校のきまり」及び年間生活目標や月別生活目標を徹底し、これを児童が身に付けるべき生活規律ととらえ、全教職員がいつでも、どこでも同じ指導を行うことで児童の規範意識を醸成する。
- ③ 児童が自らの命を守る意識を育てるために、毎月の安全指導日を活用し、安全教育の充実を図る。また、教職員にも予告しない避難訓練など、これまでにはない設定の避難訓練を実施し児童の様々な状況に対応できる力を育成するとともに、保護者や学校安全対策会議等の地域諸団体との連携強化を図る。

(3) 特別の教科「道徳」・特別活動

- ① 道徳の授業の充実のため年間指導計画に沿った指導を徹底するとともに、規範意識や思いやりを重点項目として年間3回以上の授業を行う。また、適切な評価を行い児童の伸びた点や課題を的確に伝えることで、家庭との連携を図り、児童の道徳性の向上を図る。
- ② 道徳的な価値について考え、価値観の異なる友達と話し合う活動を充実させ、児童自らが自分の考え方を深めることができる「考える道徳・議論する道徳」の推進を図る。
- ③ 発達段階に応じて、各学級で学級会活動を最低年間10回以上実施することで、自主的、実践的な態度を育成し、進んで人とコミュニケーションを取ろうとする態度と技能の向上を図るとともに、課題解決力や社会参画力を育成する。
- ④ 特別活動を中心に職業観や勤労観について意図的に考えさせる指導を行い、将来の社会的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むとともに、児童に社会の形成者としての意識を育て、課題を多面的、多角的にとらえ、他者と協働しながら自分なりの解決策を考える力を育成する。

(4) 開かれた学校づくりの一層の推進

- ① 学年・学級便りを定期的に必ず月1回以上発行して、学級の様子や担任の願いを保護者に伝えていく。また、専科便りについても学期に一回以上は発行する。また、学校のブログ更新のための体制を整備し、一日1回以上の新たな記事のアップを必ず実施する。
- ② 学校運営委協議会の在り方を見直し、教員と直接話ができる機会を設ける、学校関係者評価の方法を見直すなどして、学校の教育活動の課題改善を推進する。

(5) 特色ある教育活動

- ① わかば学級と通常の学級との双方向の交流活動を通して、発達段階に応じた障害理解教育を推進し、相互の理解を深めるとともに思いやりの心を育てる。
- ② 国分寺学の創設に向け、コロナ禍で実施できなかった地域人材や地域環境を活用した体

験的な学習を各学年で再構築する。それらの学習を通して、主体的に地域と関わり、地域社会に参画しようという心情をもった児童を育成する。

- ③ スクールカウンセラーや保健師等の外部人材を活用し、児童及び保護者や地域の方々に対して、講演会等を実施し、障害理解教育や子育て支援の推進を図る。
- ④ 体力テスト（6月）の集計結果や児童意識調査の結果を基に、体力づくりに向けた体育学習の授業改善を図るとともに、栄養士と食育リーダーが中心になり、給食指導の充実を図り、年間の食育指導を計画的に実施することで、児童自らが体力や健康の保持・増進を考え実行する力を育てる。

（6）その他

- ① 組織的な学校運営を行うために、各分掌で主任や委員長が調整しながら確実に指示を出し、期限より一週間前には必ず起案を上げる。各分掌業務が前例踏襲にならないように分掌ごとに課題を明らかにして、改善のための提案を行う。
さらに、このような学校運営の進行管理を副校長及び主幹教諭が確実に実施していき、不十分な部分については適切な指導・助言を行う。
- ② 予算編成にあたり、全教員が担当の教科・領域についての予算を見直し、児童・生徒の指導にあてる予算を充実するために、他の消耗品等の節約を行う。また、計画的な予算執行を実施し、2月以降の駆け込みの予算執行を0にする。なお、予算執行がほとんどない教科・領域については次年度からは予算措置を行わないものとする。
- ③ 個人情報管理（特に個人情報持ち出し許可簿の活用と机上整理の徹底）等の校内規定を遵守することで、学校としての危機管理体制の強化を図る。また、会計事故の防止に努める。